ワ 3
6628
10

雜之部

金銀銭並鐚永之記　度量衡之記　御廻米

積船之定書　同難渋之船改并米之定等

凢三十五ヶ条

四

地方凡例録巻之九

○民間金銀通用之事
　附　金銀吹出之事
佐渡国金山之事
信長公ゟ甲金銀遣高之事
銀札通用之事
金銀吹替之事
金百文之品替之事
金銀座銀并包金之事

一本朝金銀通用之儀上古ハ如何成制ニて用ひしや旧
記にも不分明中古以来ハ和金之用又ハ金板金ハ之義
無之哉是銀之用事何之の代ゟ始りしや不知今の判小判
大判ハ　人皇百六代　後陽成院之御宇太閤秀吉公
代慶長元申年始て小判大判を制せらるれとも普く
不行渡民間通用自由ならさりしが
大神君御代ニ成而慶長金銀之大小判大判并銀座
丁銀豆板銀ハ不及申ニ万民為ニ通用有之

門 ワ3
號 6628
巻 10

早稲田大學圖書館
昭和28.2.23受
藏書

御金は白金銀座にて海内通用有之候金を以て便服
六十目上方に用ひ来る事にて享保の頃迄も以て文金
の両替にも是迄に元に有て文字後世に至り凡四百
文より文六分文相場に成る金に日本国中通用するもの
重なり関東用に銀より上方より西国筋のみ引下りて
勝手なる西国に至り銀もいろいろ金銀をば年中より
厳有院様　御代迄て凡そ世年数凡百年をも以て金銀の
是金銀とも用ひ方もありけれ
常憲院様　御代元禄八年金銀を数量を増し人が為
金子銀吹替へて以て世にて大小判吹替へ　乗りて慶長海となす
年に月廿四日より金銀吹替へ…
通用せ　宝永四年六月より来判金通用を停止　同年九月十九日新金銀
元の金の様に下金に従ひ…
よく元禄新金と唱へ…
是より…
緩々…

奉行荻原近江守…
世の…
…
文昭院様　御代…
…
有…
判…
…
…
文廟　…
御代…

申年中
有章院様　御代〻正徳四甲午年慶長金通用の為五月ゟ
乙金御新小判壱分判出来通金の儀宝永字長金同
様に垂行元の字金数金通用致し候　是迄新金と云
此節金壱両に付八九分替に相成　大判は是迄元禄大判
其用ひ無之
有徳院様　御代享保二年八月廿日ゟ　御出来新金並
に是迄の乾字金も限り引替の有無ゟ世上多分有之故難
職人共の儀に新字金通用に致候所同年ゟ三年迄
迄三年の間世上の通用一切停止の旨にて　御出来元禄金並乾
字金引替の者に新金壱両に付各元禄は八分割と定る
金両替所にて　御出来之享保之年十月廿一日限り正味
出来兼在之有之享保所有の義限にて御改が出来金限の通事
相く出し年ゟ是迄鋳造致し候　金通の義限り有目に
何事迄に　御前ゟ多数之候の通用せ候に付左之金替候長く
古金無新限十八日付元禄限りと二割増借十二メ
古前以分之ニ而て其之で宝限りと六割増十六匁
以く代し中限の十割増廿メ目と心得へし

三年限りに十割増廿メ目と心得べし　以上享保元年
割増四十メ目と心得べし代し右の割合をもつて両替致す
事　享保年より四ヶ年限り金銀引替所にて　御出来新金
之事は享保十四年四月通用年限五ヶ年限り
御触有之両替の通用に元禄金の通用は享保二年新金
並乾字金と合候て　御出来享保十年十一月廿日大判金
吹改候て十一月より通用致し候　御出来元禄吹替之大
判は是迄の吹改の通用には壱両の
替りに有之候　御出来位金銀元年六月停止元禄大判
之此者元禄以来之年の悪金銀壱位に付停止新金銀の
通り世上一統に心得候て同じ代り元文元辰年
五月十五日金銀吹替之候て　命に是迄の金銀を
是迄の分享保金銀を共に申候て通用し元禄乾字金
金して新金壱両に付壱分金の通用の銀札にて其外
同様に今年中迄は小判壱分判一限り吹替之
同年中の内両替新金百両に付文金百両に増し候
銀の儀金先より文金百両に付新金百六十五両の限り
同断も壱目より八十匁目と定め候て文政二年迄

此語なし

後明説様　御代明和二年九月四日五匁銀通用被
仰出是迄者拝借ニ而相成候方の隔意両替致来リ
金壱両ニ付六十匁ニ而代ニ関東ニ而銀通用無之可判金壱分
壱分之割合ニ而事成り手形の通ニ而　金銀両替
隔意無之多く之銀ハ無滞如く無隔意ニ相成候様被仰付候
候右ニ付此御通用有之て両国ニ而市中御通用無之
成り為ニ候得共一分ニ相成御通用被止安永元壬辰年
新銀ハ八匁銀ニ而南鐐之銀ニ而通用之方の儀ハ申候
其上表ニ（以南鐐八片換小判一両）裏ニ銀座常是と認有之て其後真判被通
此銀ハ追々増方ニ相成り為通用候得共両替之ニ而
の儀ニ付右之金ニも通用無之銀之儀ニ有之候
文政元年寅四月十日新金壱分判御通用ニ而同二年十月
新小判御通用被仰付御通用之儀ハ同七年七月十日
其後御通用被成候而通用之儀ハ同七年
三月廿日新銀南鐐御通用ニ而同七年十一月
天保三辰年十月二日新銀を以て御通用被仰付候
一金壱両ニ付銀六十匁ニ而通用之儀ハ御定天保八年十二月廿三日通用

と極ニ而壱分判金壱両ニ付銀六十匁ニ而御通用被仰付上候得ハ
引替候ニ付　御定天保八年十月ニ而両判通用之通り
林　此後も右之儀ニ而無之候
世上通用之儀ハ長引候ニ付御通用之儀ニ無之候所此上之
其余者引替候ニ付事ニ而引替の者ハ両替之儀ニ而無之上之
追々取極之儀ハ右者引替も有之候間銀座ニ而も右者引替
者ニ而金銀之新規取立之儀被仰付候間右之通用
引替之儀ハ通用之金銀之小判ニ而之小判ニ而新金引替
取ニ引替金ニ而右之通用ニ而
一　右之両判此度五年小判ニ而新小判金之儀ハ新金ニ上り
其外御定之者右之金ニ而右ニ而之世上之
金ニ而御通用ニ而右之小判ニ而小判ニ而右ニ而自方之儀
此度は御定之右ニ而引替之儀ニ而有之候通用ニ而
此度引替之儀ハ御通用ニ付
一　新銀引替之儀右ニ而右ニ而右之小判ニ而
金両替之儀ハ御定之儀ハ右ニ而右ニ而御通用ニ而之儀も
天保十三寅年八月廿日ニ　御定文政之新金銀之儀ハ右ニ而
御定ニ而右之儀ハ金銀之分銀ニ而右之新金ニ而之世上

右如此度々吹替有之文政金銀草字二分判一朱銀
並朱銀ハ天保八酉年通用停止と成又天保同年十月より金
銀引替有之候右両国勝手之度々出来之事有之元
吉金銀ニ而判古金銀並ニ引替被仰付候右十月より文政
文政金銀文字金銀草字二分判一朱銀ハ今以引替被仰付候
右新金銀之儀ハ通用停止ニ付引替所文字金銀卯十月より
右之通り相改候ニ付両国ニ而も多分ニ有之引替方之
儀ハ追而御触之上ニ而通用停止ニ付今銀之外ハ差出
諸国ニ而も通用之儀ハ差支候哉ニ付諸家之
勝手之者ハ引替両替屋ニ而引替候
引替之儀ハ卯十月より差出之事
古文字金銀文政金銀文字銀二分判一朱銀ハ
以後ハ右之通り可相心得事右金銀ハ通用停止
両替屋ニ而引替可申事
御国諸色之者ハ右之通り引替可申候
八月十五日諸国共右引替候事
引替所ニ而通用停止之儀は御触之通り可相心得事

通用之諸色ニ付時々ニ而相場ニ而引替候儀ハ
御座候ニ付右之通り引替ニ相成候
先達而申付候ニ付出来候金銀引替候儀ハ
追而可申付候事
両替屋共ハ右之金銀引替候ニ付其旨可相心得
右之趣諸国へ可相触もの也
右之通り引替候ニ付御触也

一 本朝金銀之濫觴ハ人皇四十五代聖武天皇天平廿一年
二月陸奥国守百済王敬福より黄金を献ず其後
淳仁帝御代ニ開基勝宝と云金銭を鋳らる其後
称徳帝之御時ニ至り万年通宝と云銅銭を鋳らる
勅命ニ而長岡京ニ而黄金を通用すべきよし
有て天平廿一年孝謙帝御即位ニ而天平勝宝と改元
元明帝和銅年中
元明帝之御代ニ和銅年中ニ武蔵国秩父郡より和銅を献ず
之後世ニ至り黄金銀出る山を金銀山と云銀山
陸奥国始而世に於而黄金を出す金銀山ニ而黄金を
山師と云者ニ而其外之者ハ古来より金銀山ニ而
実ニ右之通り国々ニ而金銀を掘出し候

文字二代　文武天皇五年辛丑三月對馬嶋より黄金を
貢献す依て大宝元年と建号を改らる是又続日本紀に見
えたり　聖武帝　銀銭は對馬の金銀にて黄金を出し
あらたに陸奥国より黄金を奉りしなり白銀は旧来代
天武天皇白鳳二甲戌年三月對馬の国司忍海造大国白
銀の出る初也是より上古に銀銭なし今銀を
用ひぬるや此紀日本紀に見ゆ金銀銭天皇三年始
一斛を銀銭二文にて代る是は美国の金銀流通の始
銀銭を鋳るなや又和銅銀銭通用の上古の法
銀銭二文を稲一斛に代ると云ふ是は[illegible]の法に然るも
[illegible]あるべし金銀は[illegible]の和銅銀銭[illegible]国
[illegible]一文の銀銭[illegible]代の金銀[illegible]中経
[illegible]銭の[illegible]に[illegible]なる代　持統天皇八年
春三月乙酉廣瀬王大宅朝臣麻呂[illegible]
[illegible]銭[illegible]日本紀に続日本
紀にも此代　文武天皇三年始て鋳銭司を置
中宗朝[illegible]長男[illegible]
御朝に銭を鋳ると[illegible]持統天皇の時より始るか

顯宗帝の時[illegible]国より[illegible]
中華[illegible]金銀[illegible]文[illegible]年の
[illegible]代[illegible]の[illegible]有[illegible]金を元
[illegible]金を[illegible]銀を[illegible]
[illegible]中華[illegible]金[illegible]代[illegible]
[illegible]通用[illegible]

一　[illegible]国金[illegible]
大神[illegible]代[illegible]長[illegible]国[illegible]
[illegible]用[illegible]金[illegible]
[illegible]国[illegible]
一　[illegible]金[illegible]の大判の[illegible]
[illegible]金[illegible]
[illegible]金[illegible]京[illegible]金
[illegible]金[illegible]
[illegible]の大判の[illegible]の
[illegible]用[illegible]
判金[illegible]
[illegible]金[illegible]二朱判[illegible]

通達しかたく米中も以外ニ甚不便用也それ故条目七ヶ条の
中条目ニ下より気毛合は来判と不通其外甚難儀之条目
中条目ニ随て如何し両替甲州金用ニ甲金
常憲院様御代松平甲斐守甲州国主の時甲州金並新判
新来判共通用ニ其上其節の勝手ニて合ニ甲州
一両是ニて小判ニ准し[illegible]文ニ随ひ宿
御代ニ甲金有ニ通用ニ如其後[illegible]古国甲金ニ通り通し
金の文金を其ニ甲金を其ニ[illegible]弐百両金銭ニ三百銭程
出候所甲州の民ハ甲州金ニ其文金と銭甲金ニ在て
御手当御議甲府ニ在候古甲金[illegible]用金ニ随て[illegible]
承知之上[illegible]古甲金並文金ニ文金ニ[illegible]
御代ニ至り文化の頃ニ南陸ニ[illegible]被国ニ用ニ[illegible]
より甲州金の其新判の如く甚限ニて此方の済ニ[illegible]
行合ニ[illegible]両の南陸ニ[illegible]御ニ八一斤限
一其上[illegible]金ニ[illegible]ニ[illegible]
一銭座ニ其ニ銀札ニ其中[illegible]銭ニ銭ニ[illegible]制し
貴意ニ[illegible]ニて[illegible]其国ニ[illegible]
又札の大小[illegible]金[illegible]

限り金銀銭の代りニ通用ニ諸国ニ[illegible]
金子の代ニ[illegible]帯[illegible]年[illegible]月大[illegible]
とて米穀国ニ通用銭と塩諸国[illegible]ニ[illegible]
銀ニ[illegible]文年[illegible]て[illegible]
米穀銀札ニ[illegible]御[illegible]代ニ[illegible]
常憲院様御代元禄年中諸国ニ銀札を[illegible]金銀
銭ニ引替一切銀札通用ニ諸民[illegible]
銀銭ニ[illegible]
文昭院様御代ニ[illegible]ニて[illegible]銀札[illegible]
ら[illegible]
[illegible]銀札[illegible]
銀札通用[illegible]元文の[illegible]金銀
国ニ[illegible]年[illegible]金銀上[illegible]
可[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

然る上は常に守りて萬人の患ひなきやうに今も用ひ來る
銀札の制の事未だ急ならず文の道立たば大概随ひて私に存す而已
て彼人の如きは金銀銭を廃して銀札を用ひ大金銀を用ふる
而銀札を以て金銀銭に代へ市中の取引をさせ銀札
にて金銀銭を常に用ひ來るに付て其用をなさしむ
出陽にては金をなす用ひて銀札を用ふるを以て用ふ
用ひ易く銀札を以て金銀の用をなさしめ米穀の取引
に於て銀札を用ひ金銀を以て銀札の價を定め
今銀をも用ひて銀札を用ひ滿ちたる時は銀札の價を失ふ
當時の取引は専ら銀札の價を以て商賣をなす
なる事は皆見る所なれば銀札を用ひて國の
うるほひ中興の世に至りて財寶も新に出來
通用の爲に金銀錢の代に用ひて其價を定むる
一金銀錢の三貨は古今に通じ世界の寶なり
世界の寶なれば其國にて是を用ひ
以て其國の寶となし其國の寶を以て國用に當つ
其の國の金銀錢を以て國用に充て其國
の法に從ひて其國の錢を用ふる
二分銀は金一兩の八分の一にして今銀二兩を以て是目
にて金一兩に代へ世界の通用に用ひ
目といふ金銀を以て一目方何程と定めて
の法を以て錢を用ひ金銀の目方を以て其價を定む
向ひ錢を以て金銀の價を定むる事なり
以て其價を定め萬事に通用して其價を立つ
とも皆錢を以て其價を定め錢の目方の重さを以て
の如き錢の目方を以て一目の錢の重さを定め
其上錢を以て其目方一文の錢を以て其價を定む
其目方の錢の重さを以て一文の錢と定めて
世の中に錢の目方を以て一文の錢と定め
其の目方一文の錢の重さを定めて一文の錢
錢目方を以て其價を定むる事なり
二分錢の目方一錢の重さ二分錢の目方一錢
其錢の目方を以て二分錢の目方を定め
是を以て錢の目方を定めて其價を定む
其錢の錢目方は世の中に通用す
本朝の錢の目方を以て其價を定むる

大判[illegible]両にて[illegible]有し一両目[illegible]

目[illegible]壱両目[illegible]と云[illegible]

有し[illegible]八十目

なりし後にて百六十目[illegible]御朝

御朝[illegible]目に[illegible]

事[illegible]常[illegible]

の[illegible]目[illegible]

[illegible]金[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]御朝[illegible]目[illegible]

[illegible]銀[illegible]目[illegible]

御[illegible]用[illegible]

事や[illegible]金[illegible]の[illegible]

[illegible]御用[illegible]

一 金[illegible]百[illegible]

判[illegible]金[illegible]

文[illegible]御朝[illegible]の[illegible]

[illegible]て一文と重宝[illegible]文[illegible]

[illegible]十文[illegible]中文[illegible]

[illegible]金[illegible]文[illegible]

[illegible]

一 金銀座と云は京都町人後藤庄三郎と云もの

神祖[illegible]年中[illegible]

御時[illegible]慶長年中[illegible]江府[illegible]

庄[illegible]金[illegible]小判[illegible]庄三郎[illegible]金[illegible]

銀[illegible]文判[illegible]庄三郎[illegible]銀

庄[illegible]庄三郎[illegible]銀[illegible]大黒常是[illegible]

と云[illegible]上方[illegible]銀[illegible]大黒常是

[illegible]銀[illegible]納[illegible]銀[illegible]

別[illegible]永八十文[illegible]金[illegible]

○銭遣ひ之事

附 御朝廷之事

九六銭之事

銭と字目と云何文と唱ふる之事

文銭の遣ひ方[illegible]

天漢の内方ハ地に象り外圓ハ天ニ象る是を以て銅を重て
造る五銖の始なり又漢の隋ハ煬帝十二年ニ五銖を鋳る
如此ゆへ覚へ候代々漢の河ハ黄なりしを事を記し是を
の代其年より漢の銭の代七年早し前ハ唐の今是を錢に
祥山の今其銖半錢を鑄て民を救ふと是銭を銖とす
周の太公望ハ錢を作りて錢を銖と出る銭と云ふ也
三の内ハ今銭銅を金にして大刀小刀銭にして銅を
今の錢に上古ハ錢の文字泉の字を用る錢ハ世界の周
をする事なり此に銭を流通せしむ世界中貴賤をとれ
也泉の字を用る後世より銭と云事銭ハ今銅錢の
如く今銭ハ古より泉と云ふ　世の今銭に泉の字を
金銭の字を用ゆる
如く今泉の字用ゆる後漢大刀小刀後は赤代の錢る上古ハ
吉形其より銭を刻て用ゆるにや又其国上
古ハ漢繁にして銭の始を云事を後今銭銅錢
文銭ハ用と後漢の代の事ならや錢の如く
同銅と重て錢と錢と云ハ如此の事の如し漢円
唐の銭の後に周銭も周家の錢の銭と錢と
銭と云ハ錢を以て錢ハ周家より始る

云ふより今ハ錢と云ふハ唐の錢より大観の銭也と云ふ
其銭の泰半銅を錢と陽し　銅ハ今の唐銭也今日の銭にして唐
唐今ハ銭の文字唐の銭に錢と銭を錢とす河にし
上古より銭上に唐ハ錢銭の如く唐の銅の錢より
十代の銭を　故に銭国銭を五銖と云ふ唐の銭の錢ハ十二
錢ハ唐の錢なり各文字ハ五銖の錢目を錢目とより是を錢
乃泉今其銖を銖めて一銭目ニ百の貨と銖新銖の
為の始より貨泉の後より四年余銭の錢は廃銭と是
前漢より文帝の時文字の錢を錢銭ハ銭ハ大なり
漢ハ前漢の武帝元狩五年の錢を錢し　中頃は武帝より元狩の銭を錢し
まで五銖の銭を錢ハ錢の銭目にて一重也を銖として
重目を以て銖と云ハ錢と重さ半銭を百年を銭とする也の代
の其ハ唐の文字を用ゆる大泉ハ四銖の半両を五銖を錢と
半両銭ハ同代天鳳元年錢と後漢の魏晋宋梁
陳隋の元嘉七年余代錢を出して新ニ銭大小銭を造れ
如此と双銖文字を錢し帝開元元年より錢と錢とす前漢
文帝の十二年余と錢と銭と錢と古文銭是を錢
是は秦半両の貨幣銭にして周家の上古より錢と錢の
故に年と云ふも其錢なりと周家の銭に錢文錢を錢に錢て

そこ秦孔方圓體銭從隆にも用ひ数般定に阿道の文
字あるてふ形と見れ文上古の銭に多年とて多の形に等しく
同じからず篆字なる多年とくに銘なし周と定むる事によると
世用ゐてあらず上古の唐令なる事にて今に見えれたるの
世の銭とくさつにあらず事あるもあんる所より代の同の銭と
定へ秦しを幣貨を目周銭と有しが周の末の銭とかれ
非圓ふ方の銭にも一定さや地方流通あるも多の形に似たる
銭　神功皇后之辨征異の佐治国に渡りて定なる有
此銭は因る事と紀今下向しつる人に多くの布と有れて有ば
上古有ける銭と定めぬ漢に文帝の代より伝へて又康の後
唐の高祖武徳四年の始め開元通宝と称し此銭と平く云
此武徳通宝を定めたる奉唐書食貨志に開元の文字書
を用ひ後魏の孝文帝大和十九年に始まる此前の銭を
今と文字を定めて後を見て是より開元
銭に年號の文字物なくて後漢の事にも唐会要に武徳四年七月
十日開元通宝の銭となりて其後通宝といふ銭の文字を文辞字
於て武徳の初開元通宝の銭と号し後に書き其上に曰開元の文
此皇后一甲辰と彌因と文改有り世伝者の宗皇帝の開元

中開元通宝と号し佛者は乾元甲辰となりて此語の文
文を後漢山世兼調に唐の開元通宝といふ所武徳四年始て
開元通宝として用ゐける銭の文を及びと文字は欧陽詢の書なり
而後この事と開元通宝と云ふ事も玄宗の開元年中に始まりし
とせる事は多かり唐の武徳四年の開元
通宝の銭といへるは孔方圓體にも開元通宝と云ふ逆
来此説の著しく伝へる所にも古書を引て此説武徳に始まる
あるにも開元通宝は玄宗甲辰の年八月の皇帝武徳中
三代祖の伝へる三百年を隔てる事を示し乾元重宝の
文を改めて其事を銭にして來る事ありて此書は京師焼にて文
一定の後唐粛宗の時より雨の年の甲辰となると
上元年唐書肅宗本紀乾元元年改元宝字に乾元重宝
乾元元年乾元重宝同二年重輪乾元代宗帝大暦四年
大暦元宝と称し行ひて後世に是非を
開元とあるは唐六典に曰く武徳中始て定めたる
後開元通宝と年を経ても開元通宝といへば是
これ等の説に開元通宝と唐にて此銭の通宝の例に
開元通宝と此唐会要に曰く此銭文に用ゐる開元の時

かくの世人は開元銭と定めいふか開元通宝と唱ふる方可ならん
是によりて唐書には其事をふかくしるして其事は開元とこゝろ
然して文字を世俗の読む様にて伝へしも元のまゝ今直に
開元通宝と申して六十余りの重さに定めて四百年の歴代に伝へ用ゐる
歳過て日本へ渡りしと見へ開元銭は世にも多し元文峕の甲
辰より将に此銭の文字を愛して用ひ宝永字年諸国の銭を和
元宝の銭と謂る大字寛永とぞ出処ありて侯縁
にも入りて字朝に於て唐の八ト家隷真古事のやさ
ずして古銭と号する此呉国此六朝にも孫の顧
類に在る銭出し蕃和漢とも古銭を愛する人の事に銭さ
万代のため残る古銭好人は長事し元興與順道有
中にも殊に和漢銭を奇とし宝くも古銭の名残也とき図
あり周章の事大銭のうち金年尽て今雅あり
然るし今日本年に及び和銅開珎の余
年に至て又今に於て有数の文字ならずして
今限り至宝といふは上古し形の残存し銭は万代に形の
諸般の古銭の肖像也

一 本朝銭の始 人皇四十代天武天皇白鳳十二癸未の年
四月銅銭を停止て銀銭を用ゐ又其後銀銭用ゐしを止め
自然と此銀銭を止めしより見えたる事なれば白鳳十二年癸未
四月銀銭を改て其後銅銭を用ゆると見へたり上古の大判
小判其外出たる物なれば和合を用ひ或は今銀の銭の形
して銭と定め給ひけるとみへたり 四十一代持統天皇八年
甲午春二月有司を定め鋳銭司に大宰府の大貳を命じ
頒ち給ふ文武天皇の御宇に九勝銭司を新ず又是にて銭を鋳る
国々より見えたるは其後四十二代文武天皇二年癸卯正月
銀銭其外文よりも其後にも此銭を用ひてもの也
天武の時より此銀銅の両の銀銭あり其後に銀銭の
中古より渡りしもあらん続日本紀に四十三代
武天皇三年鋳銭司を置き天皇中の銀銭意
受慶とも長崎と唱ふとあれど中朝の銅銭なれば
天武持統文武の三朝に銭ありし事見えたり四十三代
元明帝元年戊申正月十一日武蔵国秩父郡より和銅献れ
是は日本に銅出たる始にて年号を和銅と改元也銅銭
同じ年夏五月始て銀銭を鋳させられ其後和銅を用
銀を改て銅銭を鋳させ是も和銅開珎といへる

始なりしを国中絶て見る事はなし和銅年中に出たりしかば
天武の御宇銀を止て銅銭を用ひさせらるとあれば不審なり 依
上古に異国の五銖自由なりしが和銅より後当国にて鋳給ひし
あるにや和銭の形の始るは和同開珎を始とす
天武銀の銅銭あるや否哉 有るも和銅の以前に見えず今の世に
之銭唐土にも渡りしとぞ夫より後銭の品を載る事左の如し
和同開珎 元明天皇和銅元年始る 千九十八年になる 但し元明帝より今迄を云 萬年通宝
淳仁帝天平宝字四年始る 千四十五年になる 神功開宝 称徳天皇天平神護元年始る 千四十年になる 隆平永宝
桓武天皇延暦十五年始る 九百九十年になる 延喜通宝 醍醐天皇延喜七年始る 八百九十八年になる 乾元大宝 村上天皇
天徳二年始る 八百四十七年になる 右六品は中華にて是を皇朝銭と云 富寿神
宝 嵯峨天皇弘仁九年始る 九百八十七年になる 承和昌宝 仁明天皇承和二年始る 九百七十年になる 長年大宝
同御宇嘉祥元年始る 九百五十七年になる 饒益神宝 清和天皇貞観元年始る 九百四十六年になる 貞観永宝
同御宇貞観十二年始る 九百三十五年になる 寛平大宝 宇多天皇寛平二年始る 九百十五年になる 右六品は中華下
品とす 又文字も鋳様も拙し 右十二品の銭は何れも
すべて文字の位置あるを以て上古の銭とす 皆銅にて鋳させらる
今の制に比すれば形小さく其後鋳させられず 天平宝字より
古銭皆其後に至て止む 此後久しく唐土の銭を用ひ
わきかなや今に至ても 村上帝天徳年中鋳銭止て後

天正年中迄凡六百年の間世の兵乱により鋳銭止て
諸国の用ひ為に異国へ金を渡し唐土にて通用の宋銭
開元通宝を渡し宋元の銭を渡し文明の頃大明の洪武
洪武通宝より十二世宣徳永楽通宝迄代々の銭を渡す
しかども此銭は渡世の為に用ひし故
なりし迄世渡り武家にて用ゐ給ひし故 数百の銭
永楽の銭を渡る
大神君御治世の後慶長元和の頃より天正
以来の銭は多数にて諸国に流布し通用せしよりたび
御当代に至て銭を鋳て異国の銭と混じたる故正しく其の国の品も
分らず唐の銭も国の銭も混じて見分け難く
流布せり
大猷院様御代寛永十三年唐金を以て鋳銭を寛
永通宝と號す文字は此時の筆にて寛永の頃
と唱へ多く流布して古今の銅銭の宝と云ふ
古銭当代に至て後寛文の頃鋳させし異国の銭も通用の銅銭と云
志に准じ銭を鋳ることを以て此銭文字をも改めて今に至り
寛永十三年より今迄百五十年に及ぶ 此銭の用ひ弘く事に至て 萬々

文禄年中に慶今とんある京都方廣寺の銅仏ハ像十
丈にて大佛殿を建て後より平安城に有名
六年太閤殿て建立し其のち慶長七年焼失す
後て同十九年再建して諸人聞伝ふる
四方の慶長銭を集めて字
然るに後御代寛文の戊辰年御改役松平縁起の
外にして鋳造なし新銭寛永新銭と号し
銭文寛永の字に文の字有之をもて文銭と云
銅性寛永新銭に比すれば重目九分五厘まで形様
の円たる上文字の様大仏にて造る諸人同所の寛永
の銭とは銅佛にて鋳たる利益あらはれ人々
世界の宝となる故に慶今を鋳て宜しく黄金
寺院にて修る書籍と諸役は世界にて鋳造し
人百三十年あまりて鋳銭の光ある所は加治年寄
鋳銭所人に新銭を鋳る佛も流通の出来ぬ
貴国にて三百年も諸人の仏国を建て方人の重
宝佛たるも中興にも慶長武家金銀の年佛
像を鋳して鋳る諸世界にて通用諸人の其の鋳る

常憲院様御代元禄の末より宝永の始迄の銭を
鋳ることありし荻原重秀と云し者の申しより宝永の
形質永新銭ハ小形にして径長寸三分より寛永新銭を
重さ文に替へ文ハ寛永銭十文に当る大銭とも
鋳る事目前三寸の下に宝永通宝永久世用の文字
平銭十文に替へて十文の値にて鋳せし故に通用する
人々の不便利となりて程なく停止にせられし故民の便利
通用なし 宝永六年
文昭院様御代より大銭を停むる
有章院様御代正徳元年新銭を停めて形容宝永
永銭に似たり其後漸く寛永の
新銭と称する
有徳院様御代享保年中文字銭を停めて四国銭と
同年より江戸にて鋳立る文を差して通用と
御免あり享保八年元文元年始めて鋳の銭を
鋳らる銅に鉄銭と出して寛永通宝を番多え
鋳るる銅の色も極めて劣りて重目
御改めて其後此銭も鋳る事宝の事にして

元文の鉄銭を拵へしか大きく銅性もあらずして文字相別足尾
銅山より鋳銭して替り且の事なども有之ず何れも鋳銭にて寛永
通宝と表面に鋳銭故目印あり寛永裏文面値寛保て
御座もも鋳銭有て是や寛永通宝の銭にて内裏小字にして相
性悪く銭大小相違もも重目方元文銭数多有之裏へ長
字小の字の文字有て様もなく何れも寛永寛文の銭と混じ
て並べて銭目を目すして諸々とんび元文の銭に文字も
元文後改鋳字より天明迄に至る
鋳銭後様　浚明院様御代数十年の間江戸深川鋳座
并に其外大坂諸所にて鋳銭申付御座候へ共鋳と云ふ廃令相
成り申候其後人数にて鋳銭令許に成仕様相成し文字鋳出し様と
言はれ申候御鋳銭の形之事取扱の後御銅鋳座の外引きての銭也
此にて字が宝と寛にて銅宝と云ふ物も候へ共多分寛永銭の
銭又は国元鋳銭申出で上京の元へ申して今の如く新しく
銭も一銭に二銭より五倍ならで通用に候もの有之より割増と
替りたる事に至りて銭は百代の紀行経歴通り周秦漢の銭
都の清の泉の今至する唐の宋元明の鉄銭諸所に行候の泉の
鋳名元通宝大宗帝の費殖大観元宝の後は徽宗皇帝の

勢中なりし鋳は世界の通宝なれば有りかし人々は鋳書と
様々して書あり古も皆元鋳銭も古に相性する金銀文字
の事也能出の悉く人出して数は中華の銭の後国に至る
二者共の鋳銭は鋳して後また東国へ送り渡しぬ
事なかりし
浚明院様御代明和の頃五年の中安永年中に銭宝を今
真鍮にて鋳造して四文銭とて真鍮の銭と云ふを鋳出す
裏に青海の波の形を鋳付て重き銭目二十倍にて是を銭
四銭を代にしても通用し此の両替用也四文銭と云ふ也
真鍮の性も有りて裏文の波も十一波と廿一波の二品有て金量重
手銭目方も表と同じく実物通用する故四文の銭にて一文銭も四
追て鋳造して方々一文銭の内も高価目で鋳造するならで
両替の鋳銭は後々人々も高く買取るにならで後々
今の形も重目も軽く形も出来にて後るなや文ハ古銭の元
鋳とも皆銅鋳する所に年銭定文の代の鋳造の金にて是を
世上に通用にて其後は真鍮銭の表面にて寛永通宝の目録也
しを用に四銭とも出来ても手代は上下民と難くする事也
するや真鍮の所々市中に出て後は文の初め鋳用

の貿易を停んすることは右の如くなれ共上ハ公儀の御入用御勘弁も
うちに在りし候て作事や宮の御用にて余程の實種々
吹立し候と聞えし其目も被下てあり其後〻銭ハ
四会年以来御用済にして近年ハ被止めされ先年永代飯依
御銀吹被仰付寛永通宝の銭と鋳られ近来天明
四甲辰年松平陸奥守殿より通用後銭鋳度と願
なで通行にて御勘定所え被文之て同人より御用に御座候
用と候て文政度ハ多くも多く候なり
文恭院様御代天保六未年十月朔日大銭を百文通用被仰
出則別段にて長径一寸六分横径一寸余表ハ天保通宝裏ハ當百と
鋳文字一銭目方五匁五分長之百文通用ハ

一
自由にて諸国に於て大通銭を壱人銭と御鋳立て候趣目論
猶御銭改方有合て御用の後ハ御勘定にて今通用なし
せて出来し候の代に於ても通用にてはかくなとも人々も
後御も然とも其に鋳らるゝのや其後ハ永代御吹立中古年
銭御文の多く出て鋳ハ人々兼て言後に依て正徳
之度の銘目一銭年代十文字の代にて古文字鋳銭たる
中との鋳銭行なれ共ほ

天文拾年の頃洪武を始め中々そへ候より銭中某國より
御渡りも中古より其内之先へ被渡候人にて年号もなく其の世に
鋳と云ふものも共年号之文天文の頃より之を悪銭と寄せ
鋳て永楽銭洪武銭宣徳通宝共に御行にて通用銭と鋳銭
東道のことく其頃銭の濫りなどにて百年以来もなくたるべしと人にて

一
明朝の永楽銭関東にて通用を被仰て諸や中古治乱記に曰慶長年
年八月二日奉行より大風吹起て寛保民家に悪る世例を
忠之日也て御の洪風静なり其日中納言殿府より御用候
三浦浦賀にて大将足利左兵衛督殿御家臣ハ
関東の京銭其外悪銭多く出候にて御蔵と云ふ
として洪武の如くにて諸事に於て永中の悪銭
上納すへき事今の永楽銭数の多く之銭より別ありて通用
後者と京銭其外共に永楽年を取り入替にて前年義之と
被仰て廣の関東諸者の外に天保通宝の如く之儀
令の以来の銭を止めて被入之永楽の用の金を之を
勝手に諸の新銭の外に遣て御の悪銭を永楽銭の諸事に於て
出て其年の永楽銭の請取にてはたして諸の関東にて之を
用ひる者に候て天文十九年の頃関東洪武之悪銭

勝出し永楽を更て国通法の用の一也ば豊臣の御家
後悪銭を停し関東北条かし是より天文の末小田原氏康
関八州を従へ諸士并にかの通用氏康の日本中国に
用ひさし永楽銭と為す自今関東は永楽銭を用ゆて
他銭を禁し其一統の善悪同じて見え流布二国の
関東と北条ニして豊臣の従を嫌ひて前の如し家臣中備
治世と生涯並兼載て其事を以て此村里の辻々市のある
書して高札を立ケるより自然と他銭は廃り上方にも才永
楽銭より関東は北にかはりて古来より京銭を東本へし
結く京銭と云は後天正十八年豊臣家より中らとして九日本
一統して関八州へ
大神君より御進せ給ひ関東へ御移りなされ慶長八年
大神君将軍家となられ同九年正月より京銭と用ひ
来りし両様とも廃され鐚とて鋳銭を永楽銭一貫
の代とす 御定之しめ後文禄ころの鐚銭と号てし
為方寛永十三年十一月より大銭相改め永楽銭を全く止
永楽銭を停止して鐚銭を用ひさしむ其事御定あれ
られ候市天正文禄慶長年中京銭東銭鐚永楽銭

常銭と号して一銭かへて其ころ人々も永楽銭は天文十九年
より来て諸銭の銭より慶長十三年より十二年目に鐚文銭とす其
銭と云今の是を銭換の銭換悪来遣ひ其所同じ者多の乏銭
なりし銭を用ひ来る銭永楽銭今に至るまで多し余
所にあへし銭を以象今考ふに慶長十三年永楽銭と共に
京銭と用ひ
神祖銭府に在ての時は銭を考へ見て見て申す
大銭を其内に銭定をも是を鋳るべき銭と鐚銭を用ひ候
用し松の古銭の是を是に銭の京銭とて永楽銭の如下
但の字は鐚字の銭
神祖其事を用ひて薪銭に銭を代とに口と濃く
従来は寛永十三年八月二日唐の銭一貫永楽銭数多く鋳出と
了申して永楽を同じて日本の銭にも同じく通用して
永楽銭は明の世祖永楽帝九年の年に造り
中朝百代 後水尾院寛永十八年の年にて鐚と
寛永銭は寛永十三年より鋳せ寛永十年永楽銭の目安
後来京都銭将軍御持之御事ともいふ寛永年間の時に
銭を善し寛永二十年八月二日より自然と十年に至
たりて其の通用なりぬべし

一 九六銭と唱ふる事ハ漢土の陌の字より起れる事なり
南朝より出たり 中華にても此陌の目を減して百銭
とす 我国も京都将軍家の時代 天文の比より諸国
と定め 大坂にても長尾家にて割と定め 其頃より長尾
日本国中町人百姓の間に通用して来る 然れども一番
ひろく通用して世の中に用ひらるゝは其頃より事多し
世を困らせるに付き長尾家にて百文と唱ひ 九六銭を用ひて
上方と東とも用の勘定とて 九六に通用する事九
十六文を百として五百文を四百八十文とし 四百文を
異国の銭の法にも其事ありて 異国の銭を貫文とし
あまねく諸国に通用する事 異国にて百文を一匁とし
所により三十文を一疋と云ふ 一貫文を一ツとも
世俗に云ふ法を定めたるも 百文の事を九十六文と
言ふ事は其一匁の銭を云ふなり 上方にては六十文を
算用する事に用ひしかれども 今の九六銭の
法なり 是ハ東都の外 世上に九六銭と云ふ
北条家の時代に定りし一統の法にて 上方にても東国にても
用ひ出さるゝ 国々にて用ひる 今も用ひて 白川辺の方
関東の外関八州 東海の国々 小の銭にて長崎辺
中華にて九六銭と云ふ事ハ 九六の算用にて九十六文を
長の代の九六銭と云ふに 九十六文の通用となる 今は九六銭に変
更なきことに 九六銭の百文に 九十六文を一百文とし 長崎の四
文をもつて通用する事 是は上方にても 九十六文を百文の内
の内にても一銭の価 九十六文と定めて 関東にても一貫文
と云ふ事もなく 今は関東九六と云ふ 東国の用ひる九六を
多く用ひ 文銭の事なりし 九十六文を百文とするも
云ふ事と云ふに 三十文にても又 一貫文の法と 其九六なる
成程に今も 是を東都にて九六の法を 今に用ひるものなり
銀百文の価と云ふ八十三十六文にして用ひるものなり
... 九十六文にて 割にあたり 九六の算用にて 百文と
文の銭目をもつて 銭の通用にて 九六を用ひる 百文を
貫文を九十六文と定め 其後通用して 異国にても
されども其法にあらず 九十六文と定めたる一貫文の事を
其外に九六の算用にて 百文の銭を一貫文と云ふも 九十六文
是を東都と同じく 上方にて七十文を一百とし
是を東国にて 九十六文を百とし 長崎にても九十
唐土にては 九十六文を一百文として 河内国にて通用す

三[illegible]の[illegible]の[illegible]三用[illegible]銭を[illegible]
七十七[illegible]を百[illegible]漢[illegible]
[illegible]書[illegible]銭[illegible]の[illegible]
を[illegible]中[illegible]の[illegible]
銭[illegible]用[illegible]上古[illegible]の国[illegible]
[illegible]用の[illegible]
神功皇后の[illegible]漢の[illegible]三韓[illegible]上古[illegible]
[illegible]の[illegible]
神功皇后[illegible]漢の[illegible]上古[illegible]の[illegible]周の
[illegible]
[illegible]漢の[illegible]
皇后[illegible]の[illegible]の書[illegible]皇后[illegible]
の世用の[illegible]古[illegible]の書[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]上古の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]文[illegible]百文[illegible]古[illegible]用の[illegible]
[illegible]の[illegible]一[illegible]百文[illegible]
一[illegible]一文[illegible]百[illegible]
[illegible]百文[illegible]文
[illegible]
[illegible]上方[illegible]
事[illegible]上方[illegible]関東[illegible]
[illegible]今の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]文[illegible]
上古[illegible]文[illegible]

永楽の事

永[illegible]今の[illegible]

金の異名ハ昔より云ならハし永楽と唱へ伊勢國より来り御料所
ニもなし名目由緒あるに其年中出納の帳面にて用ひ来ル金の事ゆへ此人
百姓内外の諸色ハ永楽をもつて定め候に今何程の金銀何程と
識る者も少なけれバ今後銭にて出来る事にてもなく是を私
に用ひたる事ゆへ是非なく永代出来ぬ事にて又
蔵より出る年貢の書付を御料所近国より出る上方
中国の年貢御物成の帳に名目にて出来るもの其元にて取極
積もる事にて限りなき事ゆへ名目古代より定めある京都
将軍家の時代永楽銭目安にて流通し其後も又直に
年中永楽銭にて勘定を定め関東にて永楽銭をもつて
御料所に永楽銭の事は格別なる事也
目安にて位を取る事ハ別にて是を用ひて差出す中
永楽銭ハ悪銭にて代に直し用ひ来る事ある金一両の
勘定の時分も国の銀貢目にて勘定あり永楽の
公用の永楽とて是を永楽銭と唱へ永楽銭ハ其位
壱メ文の代にて貫文銭を以て金一分判中判に直し其名の
公用の名目にて金一両ハ永楽壱貫文に積りて直し金壱両の代高
高家の名目に納めて相場にて金壱両ハ永楽銭壱貫文

天正頃より此事あり金の異名と成永楽と云て皆斗り
唱へ来り此事にて永楽の事の後ハ其法の仕来りにて定め
金壱両ハ金何程の相場を何程と定め候事
金壱分ハ銀何程と相場立て何程と定め候へども永
永高何程金何程に直して両替相場の一日限りの相場ハ
時々の相場に依て遣ひ金壱両の上方にて両替屋の相場
斗り関東にて金壱両の相場を以て是を定め置る事
元来より金に拘はらず是にて直に相場を定め置く事
其銭の貢文は何程と定め置事
限りにて鋳立置に直して銀子の積りに定め候事
永楽の値り金壱両の永楽銭を以て出来る事
慶長年中に小判の御用より永楽銭を用ひ候
慶長の頃永楽銭を以て永楽と云ひ永楽の
為永楽の一文の代に何程の差ありて目方
摩り減り目方の違ひ永楽に交り金の真の
一 永楽銭の異同金壱両と永楽四貫文に定め
金壱両ハ永楽銭四貫文の相場にて上方
永楽銭の四貫文を以て金壱両と直して上方

西国筋ニおゐて銀遣ひ多く一般ニ通用せし関東ニハ金遣ひ多く
何百何拾何匁何分何厘何毛ト云ひ銭ハ何貫何百何十何文と云ふ銀ハ
秤目ニ而取引し何貫何百何十何匁何分と云ふ金ハ一両之
四分ノ一を一分と云ひ一分の四分ノ一を一朱と云ふ是を以て金数を
合成して云ふ然るに今の金銀ハ慶長の頃
造り出し各国ニ通用せし壱両判の小判丁銀ハ[illegible]
吉田と銀[illegible]と唱へて[illegible]永楽之文ト云ふ[illegible]
之類ハ[illegible]永楽ハ今の壱歩小判の[illegible]
代永楽銭ハ[illegible]慶長之頃迄永楽銭[illegible]
銭を造り出し[illegible]小判[illegible]通用[illegible]
今ニ至る迄永楽銭の[illegible]文[illegible]永楽
銭の形を[illegible]今[illegible]を永楽[illegible]
是[illegible]是[illegible]永楽銭[illegible]
[illegible]関東[illegible]用[illegible]
[illegible]判[illegible]用[illegible]合[illegible]
永[illegible]用[illegible]関東[illegible]永楽銭[illegible]用[illegible]

○度量衡之事

附斗桝之事

桝度斛尺之事

縞布丈尺之事

一 度量衡ハ先王之律度ノ上ニ係ル事[illegible]
行[illegible]度量衡の[illegible]先儒[illegible]
と[illegible]書[illegible]
[illegible]度量衡を[illegible]文園南先生[illegible]音律の道[illegible]
[illegible]家の[illegible]用[illegible]
[illegible]

一 [illegible]文[illegible]今世[illegible]
一 度ハ丈尺也[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
今[illegible]曲尺[illegible]一番[illegible]
[illegible]今の曲尺七八寸[illegible]
[illegible]中[illegible]一寸[illegible]今[illegible]
[illegible]大小[illegible]
[illegible]

横笛ありとても［illegible］万物の元を［illegible］
して［illegible］陰陽律呂は天地の気を形どりて風を聞て声を
正す［illegible］十一月の律をもて律の始とし長
九寸とす［illegible］十一月［illegible］陽の［illegible］律を
守る［illegible］十二月に至り［illegible］一陽来復
して黄鐘は陽［illegible］黄鐘の
律を以て［illegible］度量衡を定むる［illegible］此の月を十一月
とする黄鐘の管は今の唐尺を用ひ［illegible］
始らしき三代の時の古の代の人は［illegible］
楽を奏して［illegible］其の声を定めて音
律の始［illegible］事［illegible］
を論じ［illegible］日本の［illegible］唐朝［illegible］今の周の尺の曲尺
は唐尺［illegible］周の尺の［illegible］八分［illegible］今の曲
尺と［illegible］唐尺［illegible］八寸周の一尺に当る［illegible］
又曰黄鐘は八寸三分三厘余周の寸法六寸三厘［illegible］
［illegible］
［illegible］今の曲尺にて［illegible］
曲尺長さ［illegible］今の［illegible］

［illegible］出て［illegible］黄鐘の［illegible］
［illegible］今［illegible］周尺［illegible］
一尺［illegible］二寸［illegible］周［illegible］曲尺
［illegible］曲尺［illegible］周尺［illegible］今の周尺［illegible］
曲尺九寸［illegible］今の周尺［illegible］
曲尺の［illegible］曲尺の八寸［illegible］周尺［illegible］今
［illegible］周の［illegible］
周［illegible］曲尺［illegible］八寸［illegible］
尺八寸［illegible］八分［illegible］寸［illegible］
［illegible］今周［illegible］曲尺［illegible］二種
［illegible］周の［illegible］曲尺［illegible］
［illegible］曲尺［illegible］
［illegible］
［illegible］一尺二寸［illegible］
［illegible］一尺一尺二寸［illegible］
［illegible］用［illegible］
［illegible］
［illegible］

諸木之造様之秘伝之八

一 量り分様の法なり 量は本朝[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]長五寸[illegible]二百[illegible]

[illegible]大全[illegible]十[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]二寸[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此外此外にも秤座の手形有之秤を用ゐ候も一判の秤と唱
商売の外此方の此分を弐貫目の壱貫目秤を掛て用ゐ是
迚も弐五十上下七十匁にて目方に分銅に遣ひ候秤の段に応ずる
細工のため亭主とも遣ひ申て是迄取扱なき秤を添て一判と
云ふ御世にも八分銅を以てされ候分銅と云ひ此外の秤に壱貫目分
夕卷壱貫目掛弐斤掛も取扱ふ分銅上へ銘有之分
是に改頭秤と云御改所にて分銅と壱貫目とすなれどもまる
後改所に出及されにて打秤のみに是も用事なきもの也

一 今の秤と分銅と云ふ拵を求め壱貫目の秤座にて売
置ける弐秤御用の分銅秤に添て壱分銅壱貫目迄秤座の焼
印を以て用なり

壱貫目秤　掛目百目より　横　壱寸壱分五厘 ／ 厚サ壱寸
弐貫目秤　掛目百目より　横　壱寸壱分 ／ 厚サ壱寸壱分五厘
五貫目秤　掛目百目より　横　壱寸 ／ 厚サ壱寸弐分五厘
壱貫目秤　掛目五拾目　横　壱寸五分 ／ 厚サ壱寸七分
　　　　　掛目百目より　横八寸三分五厘 ／ 厚サ三分五厘
壱貫目秤　掛目百目より　横壱寸壱分五厘 ／ 厚サ八分五厘

一 中棹と云ふは壱貫目秤より弐貫目秤迄取扱ひ候にて道具に出る秤なり
是を中棹とも壱は小棹と用ゐ候へ迄を弐貫目秤の大秤と云ふ
秤目は同秤の目方を改めて改むる是は是迄のなり

一 分銅を量る時の秤なり分銅に出る分銅の五分目を用ゐる秤とも申なり
壱貫目秤を改て小秤と云ふ時の掛目にて此秤を改める分銅にて貫目分銅の
分銅の掛秤の中分銅の目方を弐拾目分銅に改る是を掛て
出来弐拾三匁にて十六匁掛壱貫目迄を掛る所を掛け
拾弐匁掛目弐拾目目方弐拾目掛と云ふ分銅にて拾貫目と壱貫目
それ拾六匁弐貫目掛目にて弐拾目秤目弐拾壱匁壱分壱貫目の
余の分銅の掛目にて二十五匁掛と分銅とて拾貫目掛目
一貫目掛弐拾六分弐拾六匁改め三十五匁の壱貫目とも
惣の目方より分銅八拾貫目拾六匁弐拾匁八百弐拾貫目
壱貫目に壱貫目掛目とも弐拾貫目掛て其の一貫目は目方を定

黍を二十四銖とし両とせざれバ是又黍秤目ニ不合二十四銖を両と
するの法ハ有るや詳ならず只後世の説ニて漢の律暦志に十二銖を以て
黍を二十四銖として両とせり律暦志ニ云ふ十二銖を両とし二十四銖を
以て為すを以て今秤の重さを是に依て量れバ漢の重[illegible]
[illegible]一銖ハ其重さ[illegible]
の武帝元狩五年五銖銭を鋳る[illegible]
此銭六十枚重さ七毛二絲余[illegible]
目[illegible]と半斤[illegible]周尺の[illegible]
文[illegible]
而[illegible]
御今[illegible]

周漢一尺　今曲尺八寸二分三厘二毛二絲余ニ当る
魏晋一尺　同　八寸七分五厘五毛五絲余ニ当る
宋晋一尺　同　八寸八分四厘九毛四絲余ニ当る
隋唐宋明　近世　一尺　今曲尺ニ同しかるへし
明営造尺　今曲尺壱尺[illegible]
明裁衣尺　同壱尺[illegible]六毛六絲余
此外ニも代々尺有りといへども[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
呉[illegible]

周一升　今京桝二合三勺四才余ニ当る
漢一升　同　二合四勺六才余ニ当る
魏晋一升　同　三合七勺六才余ニ当る
隋唐宋一升　同　四合八勺四才余ニ当る
元一升　同　七合七勺七才余ニ当る
明一升　同　八合六勺九才余ニ当る
周漢一斤　今秤四十五匁[illegible]ニ当る
魏晋一斤　同　[illegible]ニ当る

隋唐一斤　目百三十六匁目八分ニ當る
宋　一斤　目百六十二匁目二分ニ當る
明　一斤　目百五十六匁目八分ニ當る
本朝上代御世ニ制せらるゝ所今世俗ニ用る匁目二十と
壹両とし拾匁を四匁目と一両と云ふ限りて斤目と云ふ葉
種其目は蔵世葉の数量目と定めりの四匁目と壹両
即ち壹両を壹斤として新百六十目一斤之文字共匁目と壹両
とし其百目と云斤とするの其世葉農民の多く用ひ求て
五目と云二百目と一斤として使ふ様をも用ふなりと
蔵めて斤目の数定むる其他目と云て其百六十目と壹斤し
定法之土圓にも用る二百六十目或ハ二百目を一斤とする也
目定目あるハ阿陀とも教え目其用法て其場を
壹両より十六両を壹斤とすることあるハ定る壹両百六十目と
壹斤とし阿蘭陀都之流よ所用ひ拾て其法なり
此合壹分の事ると知来りと云ふ本朝の定数る沖為
壹斤或は其様なり
尚其用ゆる秤大中小と阿りて小さきなるを懸等大なるを
杖秤（チキリ）と云ふ也

壹斤秤
上目上錘ハ壹匁より拾匁迄上錘下其目中錘ハ拾匁より
百目迄下錘ハ五拾目ハ百六十目壹斤まで
錘数　壹斤一振に秤有る

三百目秤
上目上錘は壹匁より拾匁迄其目中錘は拾匁より
百二拾目迄錘下目は五拾目より三百目迄錘数

五百目秤
上錘上目壹匁より五拾目迄上錘数其目中錘より百目より五百
目迄錘数目は五拾目より百目迄錘数
或は小錘に秤目より三百目まで下錘を五百目とする二
不有り

壹貫目秤
上目上錘より拾匁より五百目迄錘数様の目は拾匁より
目より壹貫目迄錘数

貳貫目秤
上目上錘は百目より壹貫目上錘数様の目は拾匁より
目より貳貫目迄錘数

六貫目杠秤

上目上座より四百目より三貫目迄 野目 横の目元座より壱

貫目より六貫目迄 百目

弐拾六貫目杠秤

上目上座より壱貫目より拾弐貫目迄 百目 横の目元座より

弐貫目より弐拾六貫目迄 弐百目

三拾弐貫目杠秤

上目上座より壱貫目より拾六貫目迄 百目 横の目元座より壱貫

目より三拾弐貫目迄 弐百目

三拾六貫目杠秤

是ハ宿々問屋場ニ而用ゆる杠秤なり

一 秤座 秤座ハ元京都ニ有りて外ニ寛永年中

大神善四郎 江戸守随家 永年三十三ケ国 秤座 守随彦太郎

拝領 其后 令合 東海道 西国三十三ケ国 秤座ハ今ニ京都ニ

定め 秤座の西三十三ケ国ハ神善四郎と云もの 東ハ守随ニ

三十三ケ国ハ江戸守随彦太郎 秤 上方分ハ京都 神善四郎ニ而

秤ハ用る事を以て 三十三ケ国 上方秤 善四郎ニ而

改て製する 住所 秤座 出る 其所ハ 被相改 座ニ而出来候

の着物ニ限りて世上軽重 秤座ニ而取り扱ふの商売ハ

用ひ候 今 秤ハ元来秤座ニ而出来候 江府ニて 出来の秤ハ

総て 宿秤 之儀 改 ニ而 依て 京秤 江戸秤 御判 有之

ハとせかりう

一 布文尺の事ハ 人皇四十三代元明帝 和銅七年 二年 一端

弐丈六尺 一丈四尺 弐丈六尺と定め 一巻 三 尺と定まる 是ハ 文

武天皇 大宝 律令 元年 ... 巾 弐尺 壱寸 有之 尺を なりし

弐丈六尺 ... 今 ... 長 壱丈 五尺 文 積 長

ニ而 ... 元和 ... 是ハ 長 弐 ...

弐丈 ... 有之 ... 錦 布 の 長 弐丈 八尺 通 ... 今 ...

而 て 織 出 ... 綿 布 ... 弐丈 ... 三丈 ... 織 ...

... 織 ... ても

○ 絹布之事

諸 羽 平絹之事

紗綾之事

縮緬之事

紬 綿 類之事

太 細 撚 糸之事

社倉ハ宋の孝宗帝乾道年中朱文公の崇安県を治めし
時也年にて民大ひに飢ゆるによりて府県に乞ひ粟（粟は穀也）六百石
を請ひ受て県中の飢民を救ひ翌年豊作なれば粟を
民より償はせ其の六百石を其まゝ預て里中に留め
一社（社は民家二十五家を一社と云ふ）を設け毎年倉を開きて米穀を
其の時借らしめ秋に至りて納めさせ利分のところの息を出
させ倉の納め其年を経る事十四年の後に元穀六百石を官
府へ返納し尚其余の積り三千百石ありて其余は凡て民の
為め積置き此所の三千百石余を貯へて倉を置き據て県中
凶荒の患なし是此法をして後世社倉の法と成て天下
行はれしもや
此社倉ハ朱文公より社倉を始めとして
一 漢の宣帝の時耿寿昌といふ人常平倉といふを創む豊年
米穀多き時は穀の価を増て是を糴上民の便りとし凶
年の穀少なき時は価を減じて是を糶り民の食する不足なき
為に民の蓄と言ふては貧しきを救ひ民の患を除きて其是を救
ふ為なり小倉を造り穀の価を持くる時は便とし民百姓は穀を
上より売る只倉に貯を穀の価を持ちて価を減じて売出し民其を
救て飢を凌ぐ其等の事は常平倉の良法なる事故に張豊
也より穀の価平にして豊凶に拘はらず天下の民の患
を済ふなり是を常平倉と名く天下に行はれ官府の益
一 是迄述る所の穀の価の平均にして万民の為なれば国家の利
也よりて国並万民の穀価を上下させて国家の大利を生み
日本では社倉は国々民の利の為にかも此事を取計ふ
利をもつて為すなれば飢饉の時社倉の貯穀を以て救
ふ為ならば其余を救ふ為にかなはず倉を建て
さて社倉とは某ら県倉を寄せ社倉に似たり豊凶共
穀を貯へて豊凶に関はらず社倉の如く其利を取る
に長尾氏を始め利をなすや
宋朝よりも人倉は孝宗帝の年中商平倉を建て
民を救ふ為に下方をも調へ商年平倉と共に
らんとの穀を積み置き町人の利を得て民百姓の難渋
を救ふは国政の為にて人々の用の平準の仕方なる事なり
一 義倉といふは隋の文帝の時高平長孫平といふ人国中
に表して社倉を建て義倉と号し民の家毎に納めて毎年
穀の事を定めて出させ其を貯ふ倉の名の義を此倉の文義を

且又其年頃の時分より世上の衰へと成申候 金座代
文政元年より大判年中 [illegible] 金を [illegible] 官人 [illegible] の [illegible] 年
金と出し [illegible] 出し [illegible] 金を [illegible] 金 [illegible]
を [illegible] 有之年 金座 [illegible] 金 [illegible]
事有 [illegible] 年 [illegible]
長き [illegible] 世 [illegible] 金 [illegible] 国 [illegible] 年
両年 [illegible] 之年 [illegible]
[illegible] 金 [illegible] 文金 [illegible]
一 享保 [illegible] 国 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 金 [illegible] 米 [illegible]
[illegible]
[illegible] 国 [illegible]
[illegible] 国 [illegible] 年 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 文 [illegible] 金 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 年 [illegible] 国 [illegible]
[illegible] 文 [illegible] 人 [illegible] 文
[illegible] 利 [illegible]
[illegible]

[illegible] 年 [illegible]
[illegible] 年 [illegible]
[illegible] 年 [illegible] 利 [illegible] 金 [illegible]
[illegible] 文 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 金 [illegible]
[illegible] 人 [illegible] 金 [illegible]
[illegible] 金 [illegible]
[illegible] 金 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 年 [illegible]
[illegible] 一 [illegible] 享保 [illegible]
[illegible] 年 [illegible]
[illegible] 金 [illegible]
[illegible] 国 [illegible] 金 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 国 [illegible] 村 [illegible]

年貢を出させ作徳米と名付御取立有之
蔵の内へ収納有之候得共御武威の患を被成之
御家御勝手御物成ハ是旗本御扶持方御遣込に而
有之候得ハ其外之年貢米多分となれハ御取立有之
三蔵江納而年々米金穀出納有之御座候
蔵別段ニ御除置被成社倉米と名付置年々御取立有之
御代官方ニ引渡御府中社倉米穀を除置凶作之節水害
々の為同御除置候其方ニ穀多の貯を置候而人夫用意之
事有中業中当番之者共困窮之節ニ救ひ候而御救
被成候唐の代ニ常平と申候て三倉有之候と先国之
々にも其外之節ひ有之候而常平倉の人民を救ひ候而是を秘蔵
政なり常平を持するニ聖人の道なり

一 倉庫之御取立有之其御扶持方を八木蔵米上の民男女とも
之人扶持ニ而御雑用之流ニ有之貯之候て御扶持被成
候の御役養料ニ而是等の事御取沙汰入給料ニ候而
御寄附ニ被下候而御救被下候而扶持米を渡し
御社倉米社倉米と有之候得者其節寒暑之寒御蔵へ
事也元年中御代官方引渡ニ而其御用ニも下渡りて久米

正路々其世代ニ付此国之御取立有之候事御取立方ニ而有之
候得共是扶持方を被下之候ニ付諸国御収納物有之候
米主之御用ニ付大坂出来すハ蔵米御用ニ出来候
出し相済候て倉庫米穀其外諸国ニ而有之候事と
是蔵ニ而御出しニ是等米養料其外ニ而積を
取り扱候を御定候其節ニ而取扱候而人足ニ付
役人御定之人ニ而御引せ候御役ニ而御廻之其節の定法之

○御廻米積船御定之事
　附 船改水主水夫ニ至迄法度之事
　上乗之法度之事
　船中日記帳之事
　御定書渡方之事
　御城米送状之事
　御廻米出船改遣書之事
　御廻米御運賃并費用之事 御定法
　御廻米船難破之船改并御取計之事
一 御廻米積船御定之事
定

一 於船中御城米之外ニ仕出者在之ハゝ万一難来之時除米

等之輩ハ船ハ不及申沖合ニて船頭水主

繋之上船頭水主共ニ曲事ニ可申付候事

可為罪科之事

一 浦船中之用意等 諸事無油断可相勤事

一 御城米積船之時 水主揃 御城米請取 諸役人立合 海上

之事 御城米積船之節 日和見合候而 出船之

節 浦々ニ而日和見合 出船可仕事

米之儀ハ 兼而相改 可申付事

一 遭難風ニ 御城米捨候時 浦役人立会 改之上 御城

米捨候ハ 其所之 日和を以 難風之様子 浦役人之

証文取可申事

一 泊々ニ而 御城米改 浦役人立会 改之上 可申付事

一 於江戸 御城米請取之時 改之 如有来可相渡候

上ニ而可申事

一 右之條々 堅可相守者也 若於相背ハ 可為曲事

也 并今日以後 之 御城米之儀 ハ 大坂之 廻船

之上 浦役人 可申付 候 以上

但 付り 御城米船 ハ 不及申 其 船頭 水主 諸 船

相国(?) 船頭水主 共ニ 右之趣 堅 可相守者也

寛文十三丑年二月 奉行

右之通可相守者也

年号月日

内藤
河之御

一 御城米積船 於江戸 改之上 浦々 何方ニ而も 破船之時ハ

其年之 御米 目録を以 其所之 浦役人 立合 改之 寛文十三

年ゟ 浦々 御米 国々 積 申 付 之 事

船頭水主之儀 ハ 上乗ニ 其 所 之 者 可 申 付 事

一 御城米 送状 船頭 手代 より 相 渡 書 付 を 以 可 改 之

改 送状 着 船 之 節 可 遂 勘定 事 ニ 付 着 岸 次

第 船 頭 共 相 改 取 之 可 申 付 事 但 其 所 之 者 立 会

食 米 其 外 船 頭 水 主 之 事

一 附 込 諸 荷 物 之 儀 有 之 ハ 積 合 不 申 候

様 可 申 付 事

一 湊 懸 り 日 和 待 之 節 浦 ニ 而 逗 留 之 時 ハ 入 津 之 船 遂 其 所

之 浦 役 人 へ 日 限 を 届 可 申 事 浦 役 人 改 之 上 御 城

米 船 之 浦 々 ニ 而 逗 留 日 限 并 船 頭 手 代 迄 可 申 付

事 但 日 和 悪 敷 ニ 付 逗 留 之 時 ハ 浦 役 人 立 会 可 申 事

一 着船之儀ハ浦々一切陸へ揚申間敷候浦方ニ而取計
有之候ハヽ上ケ置其上ニ而年寄之通水主共ニ揚可
差出候上ハ御用ニ仕切証文可取事

一 水主船頭共其所之者有之ハヽ其浦之人足を以
相頼上ケ荷物之通用為致諸事取計可申其所有
以其浦役人立会右諸事可申事
右之條々急度可相守者也

年号月日

右通又船頭水主并荷主共諸事承知之上差出候
可申其浦役人運判之上御証文差出候

年号月日

何之誰殿

御役所

一 御用米積船上乗之者改方之事

役人中證文之事

一 公儀御城米上乗之者改方又御用米上ハ御米大
切ニ仕候御城米船ニ者其荷一切ニ陸ゟ揚候船之
内之者不残一切ニ出シ其上ニ而一切仕可申候

一 自分之船之儀船頭水主共ニ合船共ニ急度可申者
船頭水主之実印ニ而所之者役人立会ニ而可申上
様ニ吟味之上可申上事

一 遭難風上荷物之所ニ而其浦之船頭ニ而大海ニ漂
水主共ニ其浦之者申ニ而仕候申候ニ付船中之人数ニ而
中之所ニ於テ浦中船ニ而可致其所ニ而船中之者共
相改其浦之者共荷物出入之所ニ而其浦役人立会其
船之荷有之所ニ而浦之者共中之所ニ而差出候
事

一 浦々之役人共船ニ而日数を費し我儘ニ致し候
者有之

一 御城米ニ付而荷主之仕来之役人共合ニ而
可致仕置之事

御用船中ニ而荷物之所ニ而証文差出候事

一 御用米船之者之類ニ而船中ニ而之者水主共
中之所ニ而荷物之所ニ而船中之者共之用ニ有
之其船中ニ而之御用ニ而荷物之者共之所
米揚之節之入念而大切ニ仕候様ニ仕候

右之通證文差上申處如件

年号月日

何国何郡何村
上乗 誰 印

何々誰殿
御役所

船中日記帳面書文言之事

表紙書様
年号
船中日記
月日
何国何郡何村誰船
沖船頭
誰

覚

一 御城米積船何月何日何船中并何国何湊より出帆[illegible]
西風ニ[illegible]何之浦へ[illegible]一夜[illegible]
[illegible]之儀[illegible]
[illegible]相[illegible]

一 日和待[illegible]何浦ニ[illegible]
[illegible]

一 浦役所[illegible]船[illegible]

日数ニ而何日之内ニ[illegible]之事

附 何々浦ニ而[illegible]之事

右之通[illegible]日記[illegible]

年号月日

何国何郡何湊出帆
何々誰代
何々誰印

御城米積船之事

覚

一 何国何々御城米積何国何湊ニ而[illegible]
何々浦ニ[illegible]風[illegible]
[illegible]
[illegible]

年号月日

何々誰代
何々誰印

御料
私領
名主
年寄 中

右[illegible]上乗之[illegible]
入[illegible]何々誰代何々誰[illegible]

御城米送状認方之事

積送り江戸御城米運賃之事

何国何郡何村
生米船頭
何右衛門

一 何年御年貢米

米合何千何百俵　何年何米

此石何百何拾石

此運賃合何拾何両永何拾何文

河国何郡何村
上乗
何兵衛

内

何拾何両永何拾何文　三分一　何郡渡

何拾何両永何文　三分二　江戸渡

外

一 米何俵　但欠米　上乗 船頭 粮米

一 船桶水手道　船頭共水主何人乗

一 檣〆柳板 白帆　帆拾七反 木綿

一 湊船頭　七拾貫目 六拾貫目 六拾貫目　四拾貫目 四拾貫目　弐拾貫目 弐拾貫目

一 碇拾壱房 内 閏拾房 拾房　弐房 弐房

一 渡船壱艘　此外さら道具

一 船足 壱尺　但極印限

一 寛文十三年に　御公儀御條目写壱通

一 船中日記帳 壱冊

一 浦証文 壱冊

右者何国何郡何ヶ御年貢米者何江戸御蔵米於何国何浦ニ而御米積之船足ニ相改之書面之通を以運賃相渡候処仍如件

年号月日

何国何郡船積出役
何々羅手代
何々羅下

御代官
何々羅手代
何々羅役

御上乗御米船頭運賃出役方之事

覚

米何千石

右者何国何郡去何年貢江戸御蔵米何国於何浦積立候之何日船頭何郡之御米積出し何ヶ年之御米
之船出帆仕候以上

何年何月幾日

何国何郡船積出役
何々羅下

右道中筋差支候節ハ江戸表[illegible]
御米[illegible]御蔵[illegible]御運賃之儀[illegible]
河岸[illegible]陸附[illegible]之事
[illegible]之事
方[illegible]之事
一 右御城米積[illegible]御運賃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]御運賃[illegible]之事
一 空船[illegible]御運賃[illegible]
一 [illegible]
一 御米積[illegible]御運賃[illegible]之事

一 御米積[illegible]御運賃[illegible]
一 [illegible]御運賃[illegible]
一 [illegible]之事
[illegible]之事
一 [illegible]御運賃[illegible]
一 空船[illegible]御運賃[illegible]
[illegible]之事
一 [illegible]御運賃[illegible]
[illegible]
坂[illegible]の御運賃[illegible]之事
御[illegible]之事
一 [illegible]　[illegible]
一 [illegible]　[illegible]
一 [illegible]　[illegible]
一 [illegible]　[illegible]
一 [illegible]　[illegible]
右[illegible]

半高山代之助申候者先年大洪水ニ付[illegible]
御沙汰之上[illegible]船取立候[illegible]
甲斐国巨摩郡中郡筋東花輪川御渡船之一件

乍恐以書付奉申上候

甲州国巨摩郡[illegible]
[illegible]三月廿日甲州[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]以上

天保十五辰年三月廿日

三山文蔵殿
御役所

[illegible]
[illegible]代
[illegible]

甲州[illegible]御渡船[illegible]書

[illegible]
[illegible]三郎

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

辰三月[illegible]
同二月[illegible]
一 米[illegible]
[illegible]

[illegible]
甲州八代郡大[illegible]村
[illegible]
三家 [illegible]

出役
米[illegible]
米[illegible] 入米
[illegible] 米
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]以上

辰三月廿日

三山文蔵殿
御代官所

[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 辰三月[illegible]

[illegible]代
[illegible]

組頭 喜之丞
小前惣代人

東郡御代官所御支配所甲斐国村々去卯御年貢
江戸御廻米積舟於鰍沢川岸ニ一昨十日大風雨ニ而破
船之始末御届御糺之上米相渡候ニ付御請証文差上
出来仕候ニ付御届ケ申上候以上

辰二月
　　　　　　　　　　　　　　　　　富山文蔵印
御勘定所

従是末方より壱通済口用方より壱通差出候
御船濡米見分書

秋御代官所御支配所甲斐国村々去卯御年貢江戸
御廻米之内大分之積合之内米三俵ツヽ於鰍沢川岸
破船ニ付大風雨ニ而破船仕候ニ付船頭共相預り濡米
濡穀壱万俵御届ケ申上候ニ付御代官所より御見分之上
不申様取計申候依之御届ケ申上候以上

天保十五辰年二月
　　　　　　　　　　富山文蔵印
御勘定所
御船改御蔵方
書面之通り相違無之ニ付御濡米之儀相済候

右御払之御米之儀ニ付申上候書付
押切 辰二月
難船濡米乗組之者御届ケ申上書付
秋御代官所御支配所甲斐国村々去卯御年貢米
江戸御廻米積舟於鰍沢川岸積合ニ而濡米致し候ニ付左之
御米改之処左之通
元俵三千五百弐拾九石五斗壱升六合
此俵数壱万弐百弐拾壱俵 但三斗七升入
一 濡米壱万弐拾石七斗壱升八合 濡中改濡米
此俵壱百八拾八俵
此内
濡米壱百三拾八石壱斗六升九合 御代官所
此俵九百四拾壱俵四斗九合
濡米七拾九石四斗壱升壱合
此俵壱百四拾俵三斗七升壱合 富山文蔵所
外
濡米九石
此俵弐拾四俵 欠米

外米弐斗八升

此俵八俵

一 籾米弐俵　但石半入　海中捨俵

外籾米壱俵　海中拾ひ分

右御米積船之儀不慮ニ付今般中来多数相見候処右之外ニ

欠米之内八俵海中捨候ニ付残り分員数之儀相違無御座

乗組共一同立会之上御届申上候処船中ニ而何之儀も無御座候

内外ニ而何之儀も御座候無之候以上

辰二月

高山文蔵印

御勘定所

難船御米積渡候ニ付御届書

右同文写

前書之通相違無御座候ニ付御見分之上御米相改候処

御届申上候以上

辰二月

高山文蔵印

御役人

御蔵

御米積船之儀今般無難入津仕候ニ付御年貢米

取調候處御見分之上要用村之者御年貢米相渡申候

積取御米十六俵川積渡合候処御達相成候ニ付

前代見分之上御米積候ニ付御請合書相認候ニ付

陸揚之儀ニ付御届申上候処其御年貢米相改候以上

天保十五辰年二月

高山文蔵印

御勘定所

御請状　御米方下

書面之通相違無之候ニ付御見分之上相渡可申候

御届ケ

押切　辰二月

申別村ニ而御米見分之事

辰二月十日手方別出張

一 俵下御書取

一 御米之員数弐拾壱俵　但三斗五升入

内壱俵　其外相済

但此分之儀は手前ニ而立会

御米請負人

村役人

惣代

御役人

久兵衛

申別村八代表組頭

上

長兵衛

須藤治門

此米合計弐拾壱俵三斗五升

此運賃合計代銀弐拾弐匁弐分五厘

但米百俵ニ付代銀拾弐匁五分

内訳ケ

内米四百弐拾七石六斗八升
此運賃金弐拾両弐分永弐拾壱文四分
内
金七両弐分永九拾文四分 三十一艘
金拾弐両弐分永百八拾文八分 十二艘
又米拾壱石八斗八升
此運賃金弐分永百拾壱文七分 皆済
内
内代米
内米
内米三百弐拾八石壱斗弐升九合
又米九石六斗七升壱合
西分内訳
内米
内米七拾九石四斗壱升壱合
又米弐石四斗九合
一 貫目御証
拾弐貫目 [illegible]
拾壱貫目 [illegible]
拾壱貫目 [illegible]
平均
三千七百九合
一 船中粮米六俵
内壱俵 上乗
一 船備扱板弐拾枚

一 檣帆桁楫櫓梶
一 水縄帆拾八反
一 綱拾弐房 但 檣之房 苧之房 蘭之房 葛之房
一 碇七頭 但 [illegible]
一 苫三百枚
一 新莚百把
一 伝馬船壱艘
一 粮米并備付諸道具 [illegible]
粮下 (印) 船足写
右者当[illegible]年[illegible]御年貢江戸御廻米[illegible]
[illegible]
天保十五辰年十二月廿日
[illegible]
船頭 [illegible]一郎
御蔵奉行
[illegible]殿御手代
[illegible]殿
中村[illegible]殿

濡米幷俵拵直し送候事

元俵三千九百三拾九石五斗四升三合 但三斗六升入

此俵五千五百弐拾七俵 但同

内 損俵弐俵 但同

一 濡米弐百弐拾七石六斗八升 海中取揚米

此俵五百八拾八俵

内 損俵弐俵 但同

撰分

米百弐拾八石三斗壱升三合 但出来米 四斗入

此俵五百六拾七俵四斗四合

米七拾九石四斗弐升壱合 但右同断 四斗入

此俵弐百弐拾俵三斗四升一合

外

濡米拾壱石八斗八升 欠米

此俵三拾六俵

内

米九石三斗六升 海中江捨り分

此俵弐拾六俵

米弐石弐斗弐升 海中損分

此俵七俵

一 粮米弐俵 但四斗入

一 諸用船 壱艘

右者当山文蔵船頭□□□□□□□□□□村□□

四年十月江戸御城米積請□□□□□□□□□□□

南浜之沖□□□□□□□□□□□□□□□□□

濡米出来之処□□□□□□□□□□□□□□

前書之通取調之上□□□□□□□□□

天保十亥年十月書

当山文蔵代 荒井貞右衛門

満中十兵衛

当山文蔵代

菊間嘉左衛門

中村彦六殿

元俵三千□□□□書

一 濡米壱千百八拾俵

内 損俵 但同

外

濡米弐拾六俵　　欠米

外七俵　　海中江沈ミ申候

一 元船　　壱艘

是ハ最前御届申上候通上檣も折レ、外檣迄上手江折倒
其後ニ至り船中破損ニ相成申候

一 粮米　弐俵

外粮米壱俵　　海中江沈ミ申候

外

一 揖柄　壱本　一 櫓　壱挺　一 艫　弐挺

一 苫　並苫壱房　一 帆綱　壱房　一 苫　四房

一 荷縄　壱房　一 荷綱　壱房　一 碇　壱式

是ハ難船之節海中江流失仕、罷帰り候
而ル外荷物ハ海中江流失仕候
其外諸道具流失仕候

一 家根板　百七拾枚　　陸揚仕候

外弐百三拾枚　　海中江沈ミ申候

是ハ最前御届申上候通陸揚仕候分　　右之通

右ハ三山文蔵殿御手船、当辰年四月積入、相州浦賀江入津仕、船中破損ニ付

拙者共淡路国津名郡洲本江着船仕候

大坂入津ニ付此段御届申上候以上

右者御尋ニ付書面之通相違無御座候以上

是又委細書面之通御座候

辰六月十五日

淡路国津名郡洲本浦
船頭
甚蔵
水主
平蔵
平七
按針
仁平次

南部黒田
黒田八代郡藤村
上京屋
治右衛門

同
保右衛門
南部川
徳兵衛
兵六
忠右衛門

三山文蔵殿御手代
渡辺十平殿
堀井貞八殿

淡州津名郡洲本浦
沖船頭
久次郎
辰年十七歳

舛次　仁平次　辰ノ年三十八歳

水主　平七　辰ノ年七十歳

同　平蔵　辰ノ年五十歳

炊　米蔵　辰ノ年十八歳

右申口

私共儀安芸国[illegible]川沖ニ而[illegible]拝借仕来申候
去辰年正月[illegible]村ニ而米[illegible]
米[illegible]大坂表へ[illegible]隠[illegible]
乗組[illegible]被[illegible]
積入[illegible]
出帆[illegible]八月[illegible]沖[illegible]
の[illegible]長崎[illegible]
[illegible]風[illegible]
[illegible]追風[illegible]
[illegible]風[illegible]大[illegible]
[illegible]被[illegible]大[illegible]

[illegible]同[illegible]
[illegible]一旦[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]海中[illegible]
[illegible]海中[illegible]
[illegible]海中[illegible]
[illegible]御座候

一　[illegible]川[illegible]
[illegible]風[illegible]
[illegible]御座候
[illegible]川[illegible]沖
[illegible]大風[illegible]
[illegible]御座候

右之通沖上方ゟ風相続候得共出来之處[illegible]
右船之儀者速ニ而ハ有之候上方川口ニ而大坂廻し[illegible]
右船[illegible]之上ニ而可然[illegible]
[illegible]
右申渡候趣承知奉畏候以上

辰二月十九日

本
米蔵 印
平蔵 印
平七 印
仁平次 印
久治郎 印

高山文蔵様御手代
浦田十平殿
荒井忠兵衛殿

前書申渡之趣承知致候ニ付奥印致候以上

関 保右衛門代官所
南品川猟師町
名主 [illegible] 下
[illegible] 六 下
[illegible]
[illegible]
房吉 下

当戌年[illegible]
別八代[illegible]村
上総国[illegible]
源蔵
辰二十七歳

口上

[illegible]

[illegible]

前紙之通ニ而御座候

右御断書之写申達上候以上

辰二月十九日

右　保右衛門　印

高山文蔵様御代

藤田十平殿

萩井貞之丞殿

右御断書之前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候以上

関保右衛門御代官所

南品川猟師町

年寄　忠右衛門　印

組頭　安六　印

御尋ニ付申上候書付

御城米積請候遠州国浜松領掛塚湊与吉船沖船頭久次郎

当酉正月廿四日ニ同所出帆仕候段、御尋之処[illegible]

去辰十二月[illegible]高山文蔵様御代官所甲斐国[illegible]村之[illegible]

[illegible]ニ而積入候[illegible]御城米[illegible]

[illegible]四月八日当浦[illegible]

[illegible]川之[illegible]

両三日[illegible]被[illegible]

[illegible]逆風ニ而[illegible]

[illegible]申上候

海中[illegible]十二日[illegible]浦[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右御尋ニ付申上候以上

関保右衛門御代官所

南品川猟師町

組頭　安六　印

年寄　忠右衛門　印

高山文蔵様御代

藤田十平殿

萩井貞之丞殿

御尋ニ付申上候書付

高山文蔵様御代官所甲斐国[illegible]村[illegible]御年貢[illegible]

米積請浅之駿河国清水湊与三郎船沖船頭久兵衛儀
当月十日南品川沖合ニ而難船之一件ニ付御尋ニ付帰帆之
御糺之上浦方之者共右難船之儀[illegible]
始末之義[illegible]
出帆[illegible]
風[illegible]
[illegible]
右之通相違無御座候以上

関
保土ヶ谷[illegible]
[illegible]
同村同船
森村[illegible]
[illegible]

高山文蔵様御代官
寅十一月十五日
[illegible]

○浦手形之事

一 駿河国清水湊与三郎船沖船頭久兵衛水主共十六人
乗組上方表江罷登[illegible]
出帆[illegible]
[illegible]
同[illegible]日[illegible]
十二日天気西風ニ而[illegible]
[illegible]同廿一日天気北風[illegible]
[illegible]同廿三日[illegible]
[illegible]同廿五日天気北風[illegible]
[illegible]同廿八日[illegible]
[illegible]同廿九日天気[illegible]十二月朔日[illegible]
風ニ而伊豆[illegible]入津同二日[illegible]
船同七日[illegible]入津同八日[illegible]
沖[illegible]
[illegible]
風[illegible]
[illegible]
[illegible]

筈ニ御座候処風雨相募リ候ニ付、然ル処弥浪高ク相成[illegible]
被成[illegible]處、船中[illegible]乗組之者一同神仏ニ立願仕、船[illegible]
候得共[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
右[illegible]
一 [illegible]中米[illegible]八拾八俵　[illegible]　[illegible]
　内[illegible]俵　壱ツ
外
[illegible]米[illegible]百俵　[illegible]
　右米[illegible]俵
一 [illegible]米[illegible]俵　[illegible]　[illegible]
　[illegible]
一 [illegible]壱艘
　[illegible]
[illegible]

一 櫓　壱挺
一 楫　壱羽
一 碇　七頭
一 検縄　弐房
一 蘇縄　弐房
一 蘭麻縄　三房
一 手縄　弐房
一 隅　弐挺
一 [illegible]縄　壱房
一 とん[illegible]　壱房
一 大平　壱ツ
一 手縄　弐房
〆弐拾四口
外
一 樽桶　壱荷
一 鍬　弐挺
一 [illegible]縄　壱房
一 水桶　壱ツ

一 艀　壱艘
一 赤縄帆　拾八反
一 加賀[illegible]縄　四房
一 檜縄　壱房
一 藁縄　弐房
一 麻縄切　弐房
一 少縄　弐房
一 女帆縄　六房
一 櫓[illegible]　壱艘
一 矢帆　壱ツ
一 帆足縄　拾弐房
一 水桶　壱ツ
一 鍋　壱挺
一 苧縄[illegible]　三房
一 [illegible]縄　弐房
一 酒樽　六ツ

一　勝手諸道具一式

〆九口

其親船之儀漂流之節取捨候様船頭申候ニ付其段申上候

外

一　豊前船借板拾七枚也

其外之品ハ右取調中御預ケ御船ニ御座候而相認申候

御役所別紙書付を以御届申上候

右之通御座候尤船具之儀ハ御改之上海上之義ハ御座候

沙汰之節御注進申上候為後日之仍如件

天保十五辰年十月

関保右衛門殿御代官所
肥州南河内組頭

庄屋　与六　印

年寄　忠兵衛　印

高山又蔵殿御手代

遠藤十平殿

桜井直蔵殿

甲斐国出羽守御手代御預所之者共書付御届書

被仰付候御預り申上候甲斐国村々御手代御預所之者

大分長三郎外三人当辰年三月廿九日漂流仕候処

安芸国御手代次郎兵衛船ニ而乗組罷出候所

船之儀村上大津村出帆仕候所

同三月八日出帆仕候而御手代相尋候処中合可申候処

沢船ニ而相尋候処御代官所ニ而右之段申上候

無之由ニ而御預り御手代相尋候

之付右之段申上候御手代御預所之者共

無合之段申上候御預所之者共御手代御預り

親船之儀ハ追而御届可申上候

右之段御届申上候以上

此段

一　漂流来

此段

此段々

此段々

此段ハ

米

此段

此段々

右御手代

御手代本人

漂流御手代右御預所之者

御手代

右之者御預所

御手代

米　　　　右同断
此俵
此代金
外
大豆三　　欠米
此俵　　但何年入
此訳ケ
濡米　　海中ニ而[illegible]ニ而
此俵
此代金
米　　海中[illegible]
此俵
外
穀米　　但浅間寺
一 貴所家作破損之節　海中ニ而[illegible]
右[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
九日上[illegible]

右者同十日朝ゟ大風雨ニ而[illegible]
方江[illegible]
年号月日
御蔵[illegible]之絵書
加田州
一 長濡米　　但何年入
此石
此代金　　荷主人
但之絵[illegible]　　何ノ
[illegible]　　誰ト
御代官所[illegible]
誰 何郡　　雑[illegible]
誰 同村　　年寄
永 同断　　年寄
御蔵方ニ
右同断ニ通リ[illegible]
右ハ高山[illegible]
[illegible]
川[illegible]
[illegible]

右之通札ニ而役札数并ニ段々内訳札ニ至迄相違無御座候ニ付持参仕候
少々取違書面之処も御座候ハヽ御尋之上御下知被下度
只今奉願上候以上

辰三月

高山文蔵代
大川安三郎 印
立会人
渡方 印
[illegible] 印

浦賀
御役所

前書之通浦賀奉行所ニ而御吟味之上参候ニ付尚又入札ニ付
少々取札数并ニ段々内訳札書直シ吟味仕文書写を以書面
之通り相違無御座候ニ付上役衆御下知之上相違無御座候ニ付此段
御届ケ申上候以上

辰三月

[illegible]七郎 印
[illegible] 印

御奉行所

高山文蔵代奉申上候一札之事
高山文蔵御代官所羽州村々名前御奉行所江罷出
御届申上候処御吟味之上書付を以御届申上候処讃州浦
御船[illegible]難風ニ而讃州浦川浦ニ上陸致

文蔵代御代官所御預りニ而罷出候処御尋ニ付
右船難風ニ逢漂流致候処浦賀御役所江御届申上候
海上難船之義ニ付上乗之者共難風ニ而漂流致
乗組之者共無事ニ而御座候処御役所ニ而御吟味之上御届ケ
船頭水主共御吟味之上御届申上候処御免ニ相成候
相違無御座候ニ付此段一同御届奉申上候以上

天保十五辰年三月廿九日

讃州浦賀
船頭
[illegible]
沖船頭
久五郎
水主
仁平次
平蔵
[illegible]

高山文蔵御代官所
羽州八幡村
上総
長兵衛
渡辺[illegible] 印

御奉行所

前書之通御吟味之上相違無御座候ニ付奥書
印形仕差上申候以上

甲斐国村々去卯御年貢皆済目録取調候件
上取調済人
諸取扱御役
請負
三百部代
[illegible]

浅三郎取調書

覚

一 午御取箇米[illegible]石[illegible]斗[illegible]升[illegible]合
此俵[illegible]百[illegible]拾八俵
此代金[illegible]両[illegible]分永[illegible]文[illegible]分
但[illegible]
甲斐国去卯御年貢
皆済[illegible]
但三斗[illegible]升入
請取 [illegible]

此度
西戌[illegible]
米[illegible]石[illegible]斗[illegible]升[illegible]合
此俵[illegible]百[illegible]拾七俵[illegible]
此代金[illegible]両永[illegible]文[illegible]分
浅草御蔵納[illegible]
西[illegible]
米七拾九石[illegible]斗[illegible]升[illegible]合
此俵[illegible]百[illegible]俵三斗[illegible]升[illegible]合
此代金[illegible]拾[illegible]両永[illegible]文[illegible]分
右同断
右同断

一 金三拾[illegible]両[illegible]分永[illegible]文[illegible]分
内
金[illegible]拾[illegible]両[illegible]分永[illegible]文[illegible]分
金[illegible]両[illegible]分[illegible]文[illegible]分
外
米九石[illegible]斗[illegible]升
此俵[illegible]拾[illegible]俵
此代金七両[illegible]分永[illegible]文[illegible]分
但三斗[illegible]升入
内
金[illegible]両[illegible]分永[illegible]文[illegible]分
金[illegible]両永[illegible]文[illegible]分
[illegible]
此俵[illegible]俵
此代金[illegible]両永[illegible]文[illegible]分
内
永[illegible]文[illegible]分
金[illegible]分永[illegible]文[illegible]分
[illegible]
此皆[illegible]金[illegible]両永[illegible]文[illegible]分 但
金[illegible]両[illegible]分永[illegible]文

一 運賃金陸路[illegible]永百八拾[illegible]文八分

[illegible]

天保十五辰年六月

御勘定所

高山文蔵印

地方凡例録巻之九